



経済連携協定における 原産地規則

2016年3月16日

東京税関業務部総括原産地調査官
渡部 保寿



目次

I . EPA原産地規則について

II . 食料品に見られる特有の 原産地基準（輸入の例）

III . TPP原産地規則について

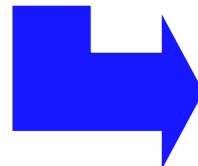
IV . お問い合わせ先

本日の説明

- どうしたらEPA特恵税率を利用できるのか？



- ①EPA特恵税率が設定されていること
- ②原産地基準を満たす原産品であること
(+積送基準を満たすこと)
- ③手続的規定を満たすこと



原産地規則

EPA税率適用のための条件

① 輸出される製品に関し、輸入国において特惠税率が設定されていること

② 生産された貨物が、「原産品」であると認められること

(=原産地基準を満たしていること)

→ この原産地基準を満たしていることを証明する書類が「原産地証明書」等

運送の途上で「原産品」という資格を失っていないこと

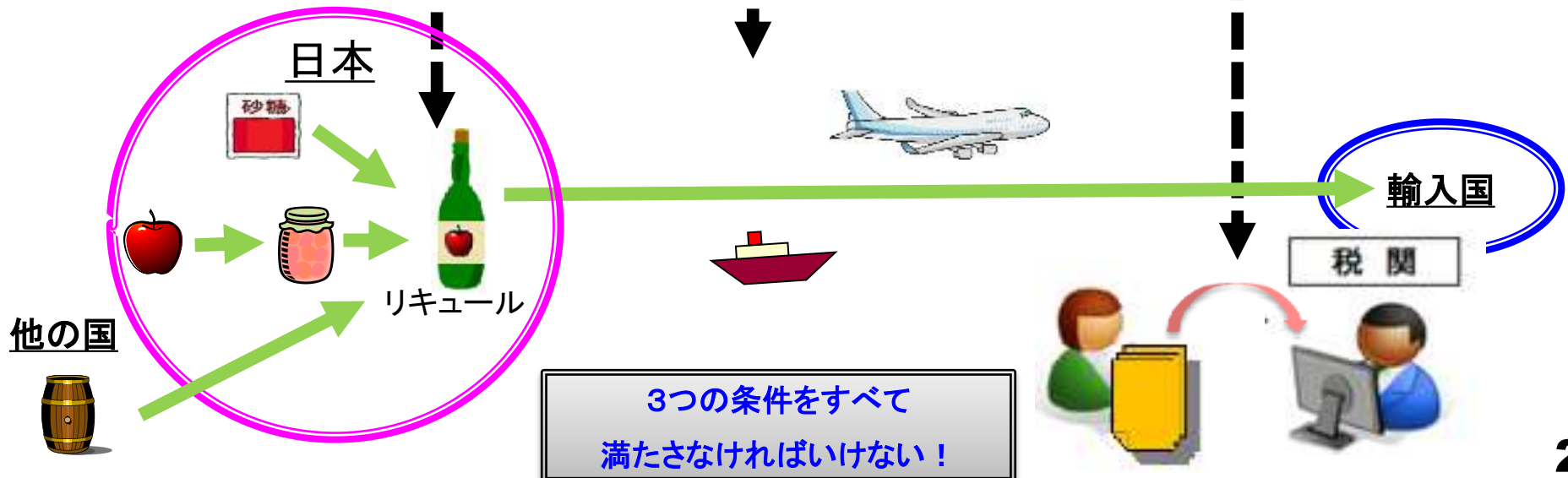
(=積送基準を満たしていること)

→ この積送基準を満たしていることを証明する書類が「運送要件証明書」
(通し船荷証券の写し等)

③ 必要な手続きを行なうこと

- ・ 税関に対して原産国や特惠税率を申告
- ・ 添付書類として原産地証明書等及び(必要に応じ)運送要件証明書を提出

(=手続要件を満たしていること)



“①EPA特恵税率が設定されていること”をどのように確認するのか？

■ 手順1 関税分類番号の確認

- 輸出しようとする製品の関税分類番号「HS番号」を確認

HS番号???

関税分類番号(HS番号)～HS条約(商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約)の品目表の番号

類(2桁)・・・(例)第96類
項(4桁)・・・(例)第96.01項
号(6桁)・・・(例)第9601.90号

第20部 雑品
第96類 雑品
2015年1月現在

統計番号 Statistical code		品名 Description	単位 Unit	
番号 H.S. code			I	II
96.01		アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料(加工したものに限り、)及び製品(これらの材料から製造したものに限り、)とし、成形により得た製品を含む。)		
9601.10	000	－ アイボリー(加工したものに限り、)及びその製品		KG
9601.90	000	－ その他のもの		KG
96.02				
9602.00	000	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料(加工したものに限り、)及び製品(これらの材料から製造したものに限り、)成形品、彫刻品及び細工品(ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジンはモデリングペーストから製造したものに限り、)の他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン(加工したものに限り、)とし、第35.03項のゼラチンを除く。及び硬化させてないゼラチンの製品		KG
96.03		ほうき、ブラシ(機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。)、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー(ローラースクイージーを除く。)		

HS条約締結国間で共通(6桁)。ただし、6桁以降は各国別の細分であり、日本の場合は9桁

“①EPA特惠税率が設定されていること”をどのように確認するのか？

■ 手順1 関税分類番号の確認



具体的には？？？

- ・ 過去に輸出実績があれば、輸出許可書に記載されているHS番号を調べる。
- ・ 税関の『関税率表解説・分類例規』で調べる。
<http://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/index.htm>
- ・ 近隣の税関に問い合わせる。
- ・ 輸入者を通じて輸入国（輸出先）の税関に問い合わせる。

■ 手順2 EPA税率の確認(輸出)

WorldTariffSM

HS Number Search

Preferential Duties and Taxes for 8703.90.99 Ex

仕向け国/輸出先

Mexico

類/部名

87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories

項

8703 - MOTOR CARS AND OTHER MOTOR VEHICLES PRINCIPALLY DESIGNED FOR

テキスト

番号

リセット

Submit

Mexico - Chapter 87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories thereof

[Section Notes](#) [Chapter Notes](#) [End Notes](#)

メキシコに自動車(8703.90)を輸出する場合。

日本貿易振興会(JETRO)が契約しているWorld Tariffを使えば、日本に居住している方は、我が国がEPAを締結している国を含む175カ国の関税率を調べることができます(JETROのページからユーザー登録が必要です(無料))。



(JETRO 世界各国の関税率)

<http://www.jetro.go.jp/theme/trade/tariff/>

Israel	Free	European Union Trade Agreement
Israel	Free	Israel Trade Agreement
Italy	Free	European Union Trade Agreement
Jamaica	20%	MFN Applied
Japan	Free 12, 50, 60	Mexico- Japan Free Trade Agreement
Jordan	20%	MFN Applied
Kazakhstan	20%	MFN Applied
Kenya	20%	MFN Applied
Korea	20%	MFN Applied

日メキシコEPAを利用すれば、メキシコにおいて、関税なしで輸入することができる。

EPA税率適用のための条件

① 輸出される製品に関し、輸入国において特惠税率が設定されていること

② 生産された貨物が、「原産品」であると認められること

(=原産地基準を満たしていること)

→ この原産地基準を満たしていることを証明する書類が「原産地証明書」等

運送の途上で「原産品」という資格を失っていないこと

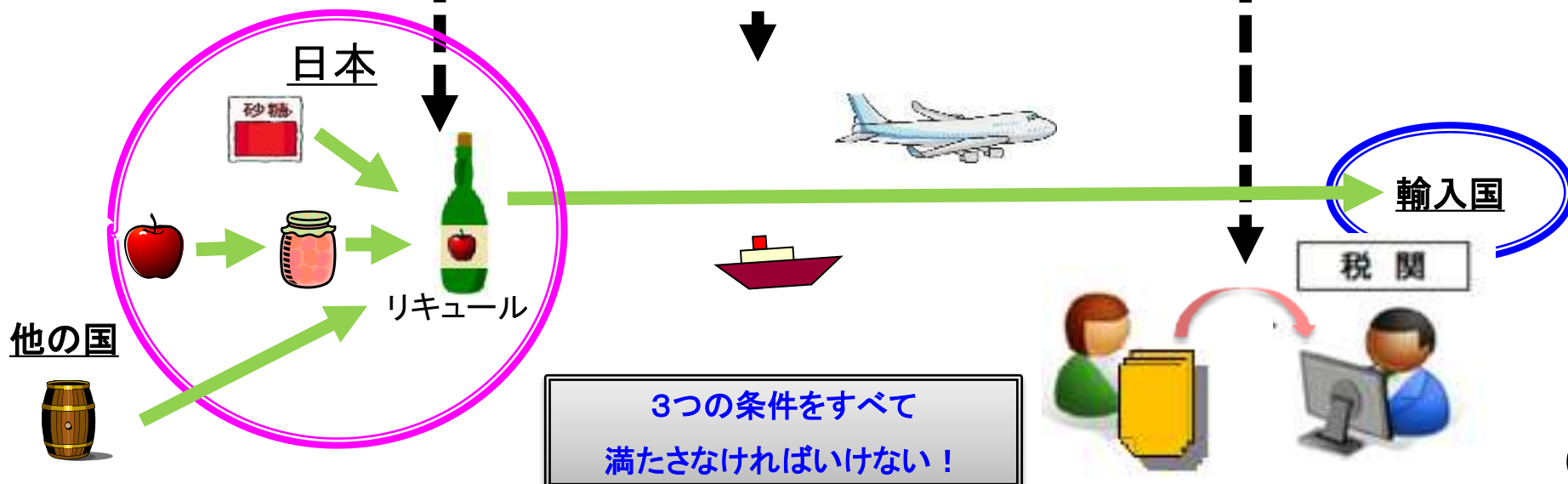
(=積送基準を満たしていること)

→ この積送基準を満たしていることを証明する書類が「運送要件証明書」
(通し船荷証券の写し等)

③ 必要な手続きを行なうこと

- ・ 税関に対して原産国や特惠税率を申告
- ・ 添付書類として原産地証明書等及び(必要に応じ)運送要件証明書を提出

(=手続要件を満たしていること)



“②原産地基準を満たす原産品であること”をどのように確認するのか？

■ 手順3 輸出産品の原産性の確認


税関
 Japan Customs

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく

[ホーム](#)
[海外旅行の手続き](#)
[輸出入の手続き](#)
[水際での取扱い](#)
[貿易統計](#)
[カスタムスアンサー](#)


[全国の税関](#)
[函館](#)
[東京](#)
[横浜](#)
[名古屋](#)
[大阪](#)
[神戸](#)
[門司](#)
[長崎](#)
[沖縄](#)

現在位置: [ホーム](#) > 締結済・交渉中の各EPAの概要、協定条文等

 いいね!
  ツイート

締結済・交渉中の各EPAの概要、協定条文等(平成24年4月1日現在)

各EPAに係るステーシング表(我が国が約束した関税率の一覧表)、実行関税率表(各EPA税率を含む)については以下をご覧ください。

- ▶ [ステーシング表](#)
- ▶ [実行関税率表](#)

EPAの概要	① 交渉開始 ② 大筋合意 ③ 署名 ④ 発効日	協定テキスト (外務省ホームページへのリンク)	原産地規則
(1)発効済			
シンガポール ・ 関税分科会資料 [264kb,PDF]	① 13年1月 ② 13年10月 ③ 14年1月 ④ 14年11月30日	協定本体、実施取極、他	・ 品目別原産地規則(改正附属書IIA)[404kb,PDF] (外務省ホームページへリンク) ・ 原産地証明書記載要領 [113kb,PDF]
改正議定書	① 18年4月 ② 19年1月		

関税局・税関の組織

- ▶ [関税局・税関の紹介](#)
- ▶ [関税中央分析所・税関研修所](#)
- ▶ [税関所在案内](#)
- ▶ [所管の法人に関する情報](#)
- ▶ [採用案内](#)

関税政策・税関行政

- ▶ [所管法令等](#)
- ▶ [特殊関税](#)
- ▶ [審議会・研究会](#)
- ▶ [政策評価\(関税局・税関関連\)](#)

原産地規則(日タイEPAの例)

第28条 原産品

協定本体

1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。

(a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、2に定めるもの

完全生産品

(b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

原産材料のみから生産される産品

(c) 非原産材料をその全部又は一部につき使用して当該締約国において完全に生産される産品であって、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

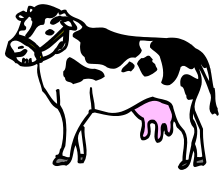
実質的変更基準を満たす産品

品目別規則の例

第三類 飲料、アルコール及び食酢	
二二〇一・一〇一・二二〇二・一〇	第二二〇一・一〇号から第二二〇二・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
二二〇二・九〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二二〇二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
二二〇三・〇〇一・二二〇四・二九	第二二〇三・〇〇号から第二二〇四・二九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
二二〇四・二〇一・二二〇六・〇〇	第二二〇四・三〇号から第二二〇六・〇〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更(第八類又は第二二〇類の材料からの変更を除く。)
二二〇七	第二二〇七項の産品への他の類の材料からの変更
二二〇八・二〇一・二二〇八・六〇	第二二〇八・二〇号から第二二〇八・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更(第二二〇七項の材料からの変更を除く。)
二二〇八・七〇	第二二〇八・七〇号の産品への他の項の材料からの変更(第二二〇七項の材料からの変更を除く。)
	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二二〇八・七〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

原産品（日タイEPAの例）

(a) 完全生産品



(a) 生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの
(家畜等)



(b) 当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物
(捕獲野生動物等)



(c) 当該締約国において生きている動物から得られる産品
(牛乳、卵等)



(d) 当該締約国において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物生産品
(果実、切り花等)



(e) 当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質
(原油等)



(f) 当該締約国の船舶により、両締約国の領海外の海から得られる水産物その他の産品
(公海で捕獲した魚等)

(g)～(k) 略



(l) 当該締約国において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品
((a)に該当する牛を屠殺して得られた牛肉等)

原産地規則(日タイEPAの例)

第28条 原産品

協定本体

1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。

(a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、2に定めるもの

完全生産品

(b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

原産材料のみから生産される産品

(c) 非原産材料をその全部又は一部につき使用して当該締約国において完全に生産される産品であって、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

実質的変更基準を満たす産品

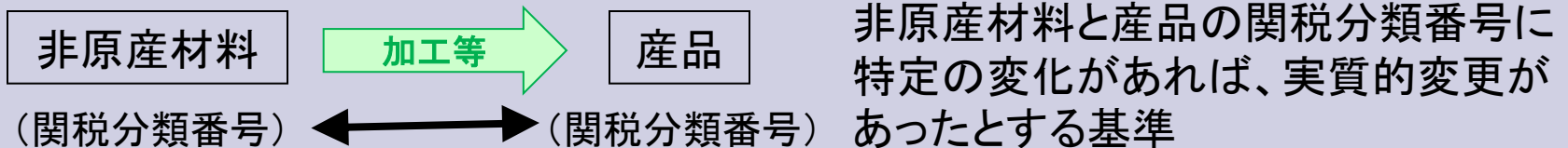
品目別規則の例

第三類 飲料、アルコール及び食酢	
二二〇一・一〇一・二二〇二・一〇	第二二〇一・一〇号から第二二〇二・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
二二〇二・九〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二二〇二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
二二〇三・〇〇一・二二〇四・二九	第二二〇三・〇〇号から第二二〇四・二九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
二二〇四・二〇一・二二〇六・〇〇	第二二〇四・三〇号から第二二〇六・〇〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更(第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。)
二二〇七	第二二〇七項の産品への他の類の材料からの変更
二二〇八・二〇一・二二〇八・六〇	第二二〇八・二〇号から第二二〇八・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更(第二二〇七項の材料からの変更を除く。)
二二〇八・七〇	第二二〇八・七〇号の産品への他の項の材料からの変更(第二二〇七項の材料からの変更を除く。)
	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二二〇八・七〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

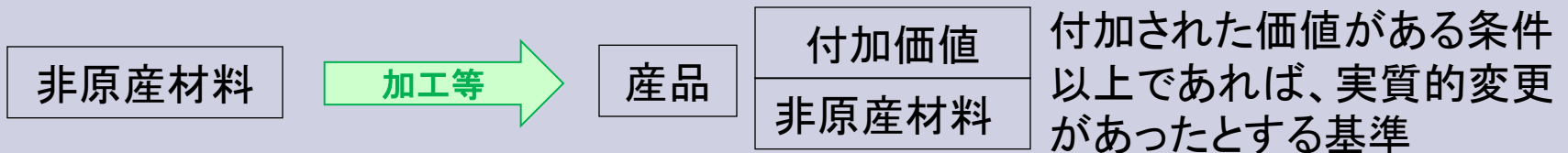
原産品（日タイEPAの例）

(c) 実質的変更基準を満たす産品

■ 関税分類変更基準



■ 付加価値基準



■ 加工工程基準



⇒我が国の多くのEPAにおいて、実質的変更基準は、品目毎に上記のいずれかの考え方、あるいは、その組み合わせを採用しています。

リキュール

22.08項 (4桁)

2208.70号 (6桁)



第2208.70号の産品
への他の項の材料
からの変更
(第22.07項の材料
からの変更を除く。)

又は

原産資格割合が40%
以上であること
(第2208.70号の産
品への関税分類の変
更を必要としない。)

(関税分類変更基準)

(付加価値基準)

外務省ウェブサイト(税関ウェブサイトからリンクあり)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ftaj/asean/thailand/kyotei.html>

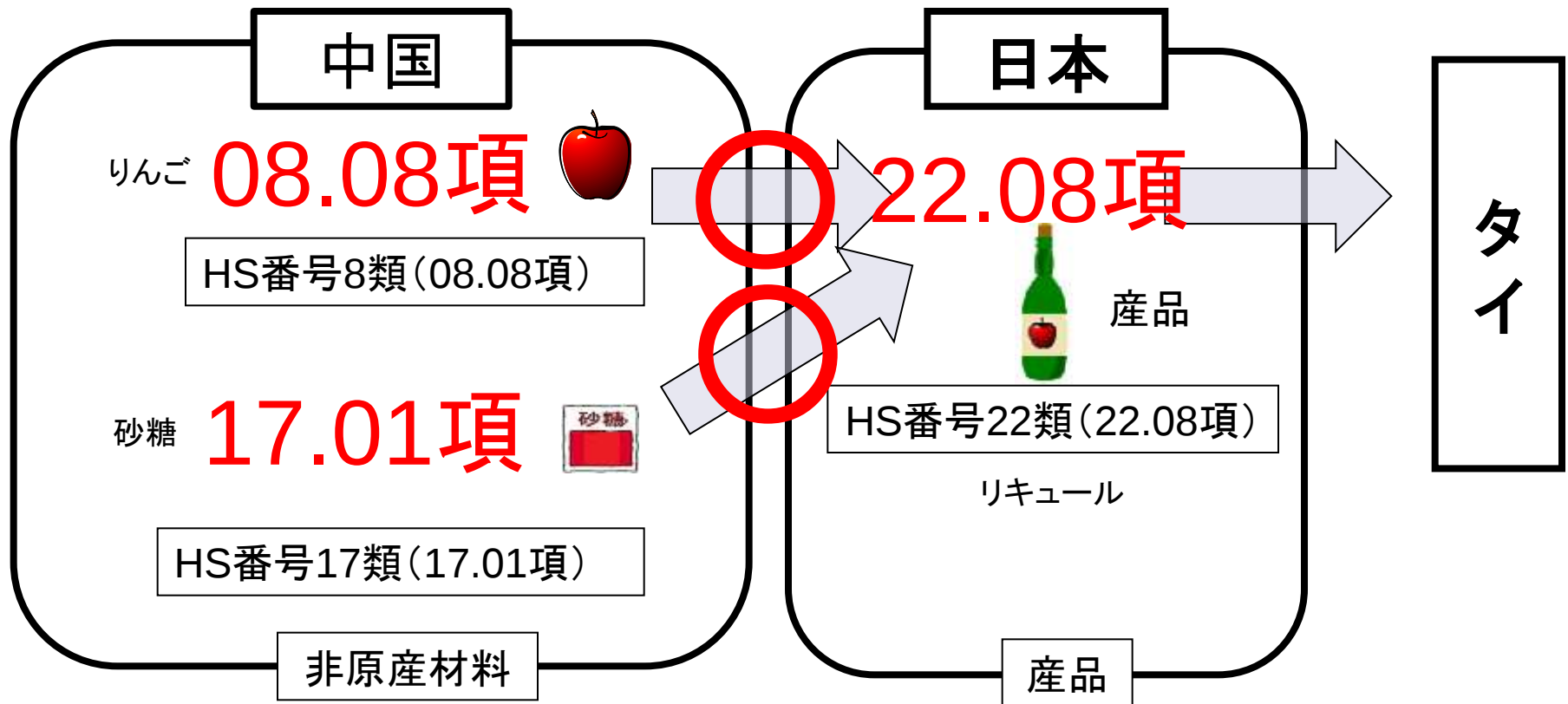
二二〇一・一〇一二〇二・一〇	第二二〇一・一〇号から第二二〇二・一〇号までの各号の產品への他の類の材料からの変更
二二〇二・九〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二二〇二・九〇号の產品への關稅分類の変更を必要としない。）。
二二〇三・〇〇一二〇四・二九	第二二〇三・〇〇号から第二二〇四・二九号までの各号の產品への他の類の材料からの変更
二二〇四・三〇一二〇六・〇〇	第二二〇四・三〇号から第二二〇六・〇〇号までの各号の產品への他の類の材料からの変更（第八類又は第二二〇類の材料からの変更を除く。）
二二・〇七	第二二・〇七項の產品への他の類の材料からの変更
二二〇八・二〇一二〇八・六〇	第二二〇八・二〇号から第二二〇八・六〇号までの各号の產品への他の項の材料からの変更を除く。）又は、
二二〇八・七〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二二〇八・七〇号の產品への關稅分類の変更を必要としない。）。

第三類 飲料、アルコール及び食酢

原産品（日タイEPAの例）

1. 関税分類変更基準（ケース1）

第2208.70号の産品への他の項の材料からの変更

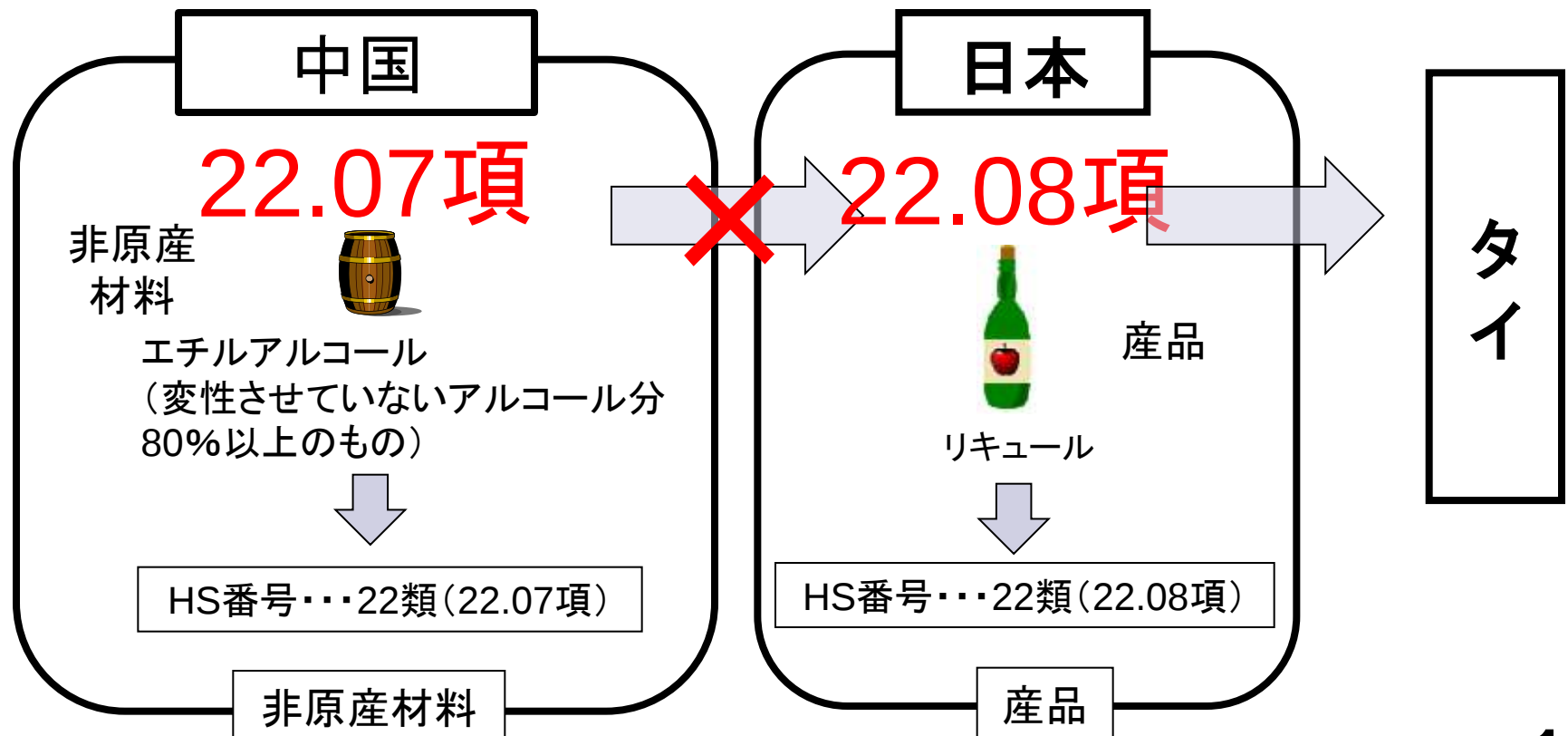


原産品（日タイEPAの例）

1. 関税分類変更基準（ケース2）

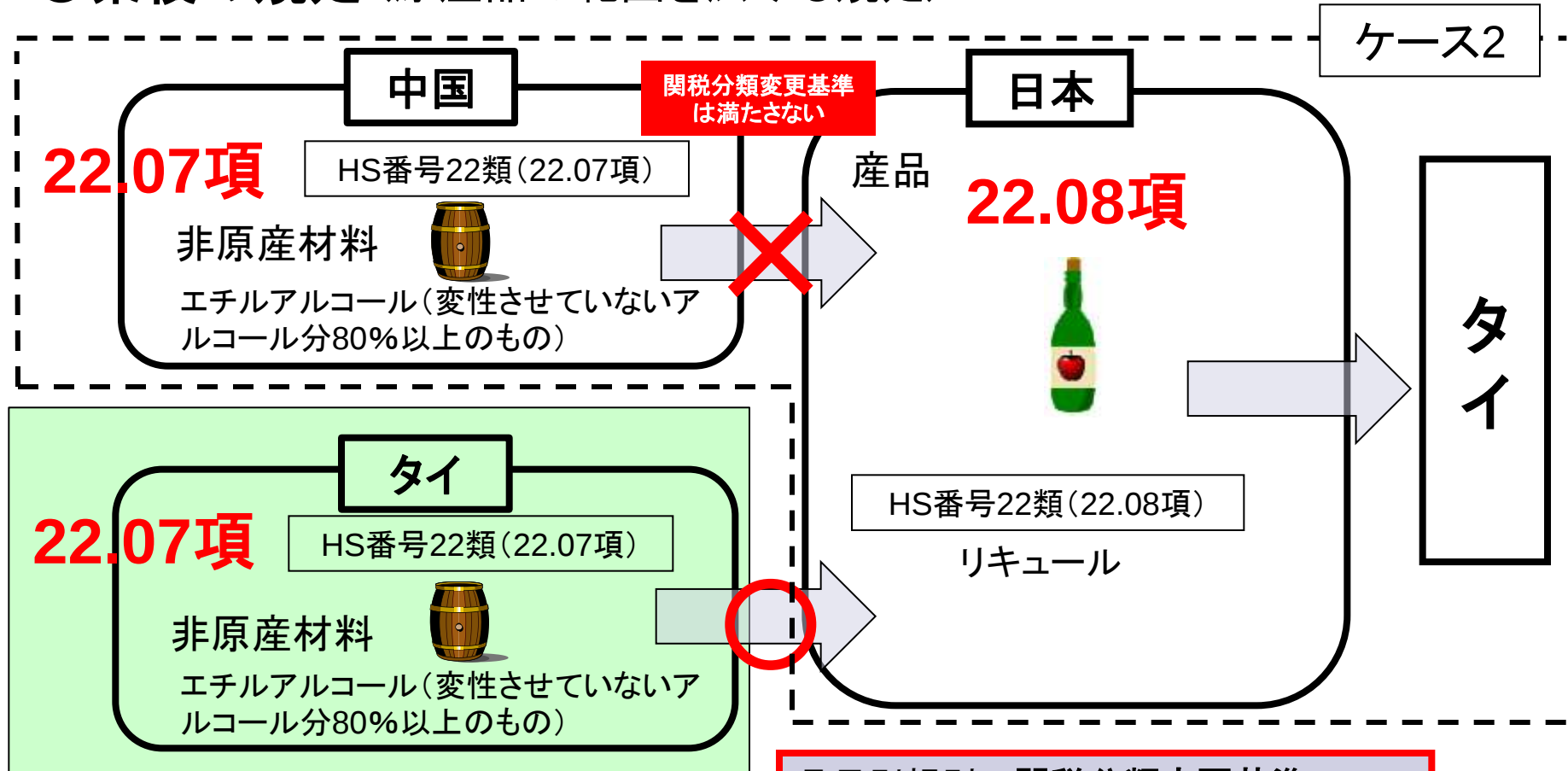
第22.07項の材料からの変更を除く。 ※第2208.70号の品目別規則の括弧書き部分

つまり、第22.07項の非原産材料を使用する場合は品目別規則を満たさないということ



原産品（日タイEPAの例）

○累積の規定（原産品の範囲を広げる規定）



累積の規定

日本にとって非原産品だが、累積の規定により原産材料とみなすことができる。

品目別規則の関税分類変更基準

第2208.70号の産品への他の項の材料からの変更(第22.07項の材料からの変更を除く。)